

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

会 員 執 務 規 則

平成 13 年 6 月 16 日決定

平成 15 年 6 月 14 日改正

平成 19 年 6 月 16 日改正

平成 22 年 6 月 19 日改正

平成 23 年 6 月 25 日改正

平成 29 年 2 月 13 日改正

令和 6 年 6 月 15 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、高齢者・障害者及び未成年者の権利の擁護と福祉の増進に寄与することを目的とする 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下「本法人」という。）の会員に課せられた責務の重要性にかんがみ、本法人の会員による執務の公正さとこれに対する信頼を確保するため、必要な事項を定める。

(職責)

第 2 条 本法人の会員は、常に品位を保持し、法令、本法人の定款、規則、規程及び社員総会の決議を遵守し、公明正大にその職務を行わなければならない。

(執務姿勢)

第 3 条 本法人の会員が後見事務その他本法人の事業に関する事務（以下「後見事務等」という。）を行うに当たっては、高齢者・障害者及び未成年者の意思を尊重し、かつ、その心身の状態と生活の状況に配慮しなければならない。

(守秘義務)

第 4 条 本法人の会員又は会員であった者は、正当な事由がある場合でなければ、後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を他に漏らし、あるいは自己若しくは第三者の利益のためにこれを利用してはならない。

2 本法人の会員は、後見事務等を行うにつき職務上知り得た秘密を、当該会員の指揮監督を受けて業務に従事する者が他に漏らさないよう、適切に監督しなければならない。

(研修等への参加)

第 5 条 本法人の会員は、資質向上に努め、本法人が主催する研修はもとより、法律、福祉その他の学術及び実務に関する研修会、講習会等に積極的に参加しなければならない。

(報告義務及び調査受忍義務)

第 6 条 本法人の会員は、本法人から定款第 4 条第 1 項に定める指導監督を受けることを目的として、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(1) 本法人の定款、規則、規程に基づき、受任事件の有無、件数、概要及び遂行状況並びに報酬收受の有無その他一定の事項を報告すること。

- (2) 受任事件の遂行等に関する本法人の調査及び事情聴取を受けること（正当な事由がある場合を除く）。
- 2 本法人の会員は、前項により提供する情報に個人情報の保護に関する法律で定める個人データが含まれるときは、本法人に対し、当該個人データの取扱いを委託する。

（適正報酬）

第7条 本法人の会員が行う後見事務等につき受領する報酬は、社会通念に照らして適正・妥当な額とする。

（禁止項目）

第8条 本法人の会員は、本法人の使命を自覚し、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 高齢者・障害者及び未成年者並びにこれらの関係者等（以下「高齢者等」という。）から、受任事件の報酬に相当する金銭以外に、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益を收受し、あるいは自らのために他者名義をもって收受させること。
- (2) 高齢者等に対し、自ら又は自らの親族、又は自ら所属する組織に贈与、遺贈等を勧誘し、あるいは要求すること。
- (3) 前各号のほか、高齢者等から執務の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為をすること。

（助言・指導）

第9条 本法人の会員は、前条各号に該当するかどうかの判断が困難である場合、あるいは後見事務等を行うにつき疑義を生じた場合は、本法人に対して必要な助言・指導を求めることができる。

- 2 本法人の会員が後見事務等を行うに当たっては、本法人の指示又は指導を遵守しなければならない。

（後見事務等の委任）

第10条 本法人の会員は、病気、事故、災害その他のやむを得ない事由がある場合でなければ、後見事務等を行うにつき復代理人を選任してはならない。

- 2 前項により復代理人に後見事務等を行わせる場合には、本法人の会員は、その選任及び監督につき責任を負う。

（関係機関との連携）

第11条 本法人の会員が後見事務等を行うに当たっては、高齢者・障害者及び未成年者の権利擁護と福祉の増進を目指し、親族、行政機関、福祉関係者その他の専門職能との連携に努めなければならない。

（紛争処理）

第12条 本法人の会員は、依頼者等との間で紛議等が起こらないよう十分留意し、万一紛争が生じた場合は、遅滞なく本法人にその概要を報告し、誠実かつ速やかに対応してその解決に努めなければならない。

附 則

1. この規則は、平成13年6月16日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、平成15年6月14日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、平成19年6月17日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、平成23年6月26日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

1. この改正規則は、令和6年6月15日から施行する。